

まつもとほうじん

令和3年
(2021年) 3月号
第554号

ホームページ <http://www.matsumotohojinkai.or.jp/> メールアドレス hojinkai@matsumotohojinkai.or.jp

ふるさとの食シリーズ



奈川地区発祥の『とうじそば』

一主な記事一

令和2年度租税教育活動報告	2頁
税務ポイント	3頁
経営レポート	4~5頁
ふるさとの食シリーズ	5頁
皆さんこんにちは・小野貴義氏	6頁
頑張ってます・齋藤伶香さん	6頁
松本税務署からのお知らせ	7頁
松本山雅FC主催試合観戦チケットプレゼント…	8頁
松本法人会会員証明書・添付台紙お届け案内 等…	9頁
会員福利厚生制度PR	10頁
国税専門官募集、3月の予定 等	11頁
インフォメーションコーナー、 地区トピックス、川柳コーナー、あとがき	12頁
令和3年度優良経理担当者表彰のご案内	付録
会員証明書・添付台紙	付録

ふるさとの食シリーズ

奈川地区発祥の『とうじそば』

長野県の代名詞であります“そば”は皆さんも召し上がる機会が多いと思いますが、この寒い時期、心も体も温まる松本市奈川地区発祥の“とうじそば”をご紹介したいと思います。

先人の知恵から始まりましたとうじそばを食した方も多いかと思いますが、独特の食べ方で小分けにしたおそばを旬の食材が入った鍋の温かいおつゆにひたしていただきます。家庭料理から始まった奈川地区を代表する味、とうじそばを是非召し上がってほしいと思います。(関連記事5頁 深澤和紀編集委員)

みんなで回覧しましょう。

社長							経理担当
----	--	--	--	--	--	--	------

令和2年度 租税教育活動報告

本年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、例年通りの活動が難しい状況ではございましたが、松本税務署、管内小学校の皆様からご協力をいただき、青年部、女性部では次の活動を実施いたしましたのでご報告いたします。

青年部 租税教室開催（講師役担当）

青年部では小学生を対象とした租税教室で講師役を担当しました。本年度は2月末までに7校実施、3月中に3校実施予定です。新型コロナ対策として初めてZoomによるオンライン租税教室を実施するなど新しい取り組みにも挑戦しました。

また、信州大学経法学部の学生向け講師育成セミナーでのアドバイザー役を務めるなど、地域の租税教育活動活性化を担う租税教室講師担当者の輪を広げることを目的とした取り組みにも積極的に協力いたしました。

【令和2年度 租税教室開催記録】

①開催日 2年9月11日

開催校 松本市立島内小学校 (108名)

講師役 廣田伸一氏 (株)パワーネット・フィールド

②開催日 10月13日

開催校 松本市立鎌田小学校 (144名)

講師役 小川原健太氏 (株)小川原塗装店

③開催日 11月2日

開催校 松本市立開智小学校 (33名)

講師役 原誠治氏 (株)事務

④開催日 3年1月20日

開催校 松本市立芳川小学校 (124名※クラス別に4コマ)

講師役 ①川出哲敬氏 (株)滝澤工務店

②高橋孝明氏 (株)ライフプラザパートナーズ

⑤開催日 1月25日

開催校 松本市立開明小学校 (126名※クラス別に4コマ)

講師役 ①原誠治氏 (株)事務

②安田優氏 (コモン・コンサルティング(株))

⑥開催日 1月25日

開催校 松本市立安曇小学校 (4名)

講師役 廣田伸一氏 (株)パワーネット・フィールド

※Zoom使用:オンライン租税教室

⑦開催日 2月5日

開催校 安曇野市立明北小学校 (25名)

講師役 岩垂巧磨氏 (有)明北電気工業

【開催予定校】

①開催日 3月4日

開催校 松本市立源池小学校 (50名)

②開催日 3月5日

開催校 松本市立島立小学校 (52名)

③開催日 3月10日

開催校 松本市立筑摩小学校 (77名)

合計：開催校7校、受講者数564名 (+予定校3校、受講者数179名)



▲講師役：岩垂巧磨氏
(明北小学校)

▼講師役：川出哲敬氏
(芳川小学校)

▶オンラインで講師を務めた
廣田伸一氏 (安曇小学校)

女性部

税に関する絵はがきコンクール

先月号でもお伝えした通り、女性部では【税に関する絵はがきコンクール】を実施し、本年度は4校から351点の力作が寄せられました。

当会では1月13日に松本税務署から小澤副署長をはじめとする幹部の方々にも出席いただき作品選考会を開催し、女性部正副部長の皆さんと寄せられた作品1点1点を確認し、松本税務署長賞1点、松本法人会女性部長賞1点、優秀賞12点、特別賞14点を選考。受賞者は後日表彰状等をお届けしました。



性部長賞
1点、優秀賞12点、特別賞14点を選考。
受賞者は後日表彰状等をお届けしました。

どの作品も、税について児童たちが学び、感じたことを素直に表現してくれている素晴らしい作品でした。受賞作品は大勢の一般の方々が税務署を訪れる確定申告期間中、松本税務署に展示しておりますので、会場を訪れた際にはご覧いただければ幸いです。



確定申告期間中、松本税務署に作品が展示されています

税務ポイント

(会社の税務 よろず相談室⑯)法人税関係その56

欠損金の繰戻しによる還付の特例について

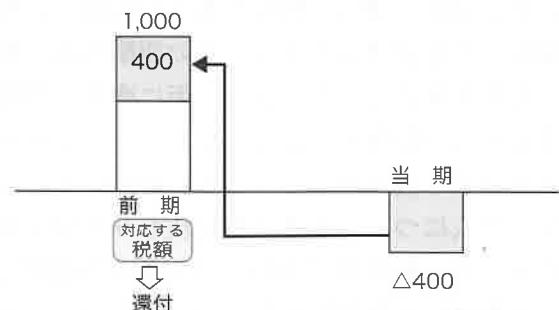
Q 欠損金が発生した場合の特例について教えてください。

A1 資本金1億円超10億円以下の法人も青色欠損金の繰戻し還付を受けることができるようになりました。

- 資本金の額が1億円を超える法人については、青色欠損金の繰戻し還付制度を適用できないこととされていますが、資本金1億円超10億円以下の法人は青色欠損金の繰戻し還付を受けることが可能となりました。
- 令和2年2月1日から令和4年1月31日までの間に終了する事業年度に生じた欠損金額について適用されます（この場合の令和2年7月1日前に確定申告書を提出した法人の還付請求書の提出期限は、令和2年7月31日となります。）。
- ただし、大規模法人（資本金の額が10億円を超える法人など）の100%子会社及び100%グループ内の複数の大規模法人に発行済株式の全部を保有されている法人等を除きます。

A2 前年度は黒字だった法人が、経営悪化などで当年度赤字になった場合、前年度に納付した法人税の還付を受けることができます。

- 青色欠損金の繰戻し還付制度とは、青色申告書



を提出する法人について、その確定申告書を提出する事業年度において生じた欠損金額がある場合に、その法人の請求によりその事業年度開始の日前1年内に開始したいずれかの事業年度に繰り戻して法人税の還付を受けることができる制度です。

A3 新型コロナウイルス感染症の影響により損失が発生した場合には、災害損失欠損金の繰戻しによる法人税額の還付を受けられる場合があります。

- 災害損失欠損金の繰戻し還付制度とは、災害により災害損失欠損金が生じた法人について、災害のあった日から同日以後1年を経過する日までの間に終了する各事業年度又は災害のあった日から同日以後6月を経過する日までの間に終了する中間期間において生じた災害損失欠損金額を、その災害欠損事業年度開始の日前1年（青色申告書を提出する法人である場合には、前2年）以内に開始した事業年度に繰り戻して法人税の還付を受けることができる制度です。



➢ 今回の新型コロナウイルス感染症の影響による、例えば以下のような費用や損失は、災害損失欠損金に該当することとなります。

- ・飲食業者等の食材の廃棄損
- ・感染者が確認されたことにより廃棄処分した器具備品等の除却損
- ・施設や備品などを消毒するために支出した費用
- ・感染発生の防止のため、配備するマスク、消毒液、空気清浄機等の購入費用
- ・イベント等の中止により、廃棄せざるを得なくなった商品等の廃棄損

(税制委員会：齋秀行、大池明、北澤剛 グループ稿)
(監修：関東信越税理士会 松本支部)



キッセイ薬品は世界の人々の健康に貢献する、創薬研究開発型企業です。

KISSEI
キッセイ薬品工業株式会社
本社：松本市芳野19番48号

経営レポート

仲人って重要?

公認会計士 みずしろ 水城 よしたか 由貴



私が、法人会へ寄稿するようになって4,5年。毎回のテーマ選定は、まず各号5~10テーマを選定し、その中から時流に合っているか、読者にとって身近で役立つかという基準で選定しています。実は、いつもそのリストに挙げていながら書いていないテーマがありました。それが今回のテーマ「M&A」です。そもそもM&Aは、あまり身近にあるものではなく、また内容によっては当たり障りがないとは言えないという理由から避けてきたテーマになります。私は、M&A業務でいうと、時には仲介する立場、時にはすでに仲介者が別にいる会社のアドバイザーをする立場になることもあります。また、公認会計士として、デューデリジェンス（企業の買収における財務等の調査で企業価値の裏づけを算定。以下「DD」）を行うこともあります。なかには私のところに相談に来られた段階ではもうすでにいろいろなことが決まっており、売り手、買い手のどちらかあるいは双方が泣き寝入りというM&Aを目にすることもあります。このように様々な立場でM&Aを見てきた経験から、どうしても今回はこれをテーマにしなくてはと思い本稿を書くことにしました。

令和2年12月30日付の市民タイムスの記事で、長野県内の企業のうち後継者がいない割合が、同年10月時点で66.0%なっているという記事が掲載されました。同紙によると年代別でみて、60代を超えた経営者でも半数を超える経営者に後継者がいないとされています。一昔前であれば、会社は子どもが継ぐものという考えが当たり前でしたが、現在は様々な事情から、例え利益が出ている優良企業であっても、子どもが会社を継がないこともあります。このような企業において有力な方策となるのがM&Aとなり、中小企業においてもM&Aは活発に行われています。M&Aという言葉は、Mergers(合併) and Acquisitions(買収)の略語ですが、中小企業においては、比較的使いやすい株式譲渡による企業買収が多く利用

されています。実際、M&Aは、後継者がいない企業などにとってその企業を存続させ、雇用を守り、また創業者利益を創出するなど多くのメリットがあることは確かです。しかしM&Aは、多くの人にとって一生に一度経験するかしないかというものです。全体像が見えにくく、場合によっては莫大な売却収入に目がくらみ冷静な判断ができないくなるなど難しい点があるのも事実です。

そこで本稿では、もし皆さんがM&Aを行おうとした場合の注意点を売り手（セルサイド）と買い手（バイサイド）それぞれの立場で記載します。

売り手が絶対行わなければいけないことは、複数の仲介会社と面談することです。会社を売りたいと思っている経営者が独自に買い手を見つけてくるのはとても難しいことです。その点においてM&Aを専門に取り扱うM&A仲介会社は、全国の買い手情報を持ち、買い手を見つけるという点において優れています。しかし中小企業の経営者がM&Aを行おうとすると、ほぼすべての過程をこの仲介会社に委ねることになります。全権委任と言ってもいいでしょう。そのため、ぜひ複数の仲介会社と実際に会って担当する人の人柄、会社の社風などを確認とともに、その報酬体系、契約内容などを確認してください。仮に商売上関係のある方からの紹介だったとしても、決してその会社だけでなく複数社に会うことが肝要です。百円単位の仕入についても必ず相見積もりを取る社長さんも、多い時は数千万円に上るM&A報酬については相見積もりを取らないのは不思議でなりません。会社の売却は、株主経営者にとっては最後の大仕事です。価格だけでなく、とにかく人柄や社風を見てください。是非後悔のなきよう。

次に買い手の場合です。ある会社を買いませんかと仲介会社から言われた場合、買い手が仲介会社を選ぶことはできません。その段階で売り手と仲介会社は、不動産売買で言えば、専属専任媒介契約を結んでいることが通常だからです。しかし

時には何十年も事業を営んできた会社に対し、わずか数カ月で買収の決断をすることもあります。そこで、買い手が取り得る防御策は2つ。一つ目は、安心して買収するために必ずDDを行ってください。仲介会社も企業価値を算定していますが、中には売り手有利の価格になっていることもあるかもしれません。しかし企業価値の算定は、専門的であり経理に精通している経営者であってもなかなかその算定に異議を述べることは難しいものです。二つ目は、そのM&Aが終わるまでの期間、M&Aに精通している専門家を味方に付けてください。仲介会社は、M&Aを成立させて報酬を得るのが仕事であり、あくまでも仲立ちにすぎません。売り手の人生や買い手の人生まで考えててくれる担当者であればいいのですが、そうでない担当者や会社に出会ってしまうかもしれません。その時に本当に自分の味方になってくれる

専門家が必ず必要となります。DDを担当してくれた専門家が味方になってくれるかもしれません、いずれにしても知識を持った味方が必要です。

ある社長さんが、M&Aは会社と会社の結婚のようなものとおっしゃっていました。まさにその通りで、まずは結婚相手の見極めが重要です。ですが短い交際期間（交渉期間）で相手を見極めるのは、誰にとっても難しいことでしょう。ましてや初対面同志のお見合いとなったら、仲人の役割はますます重要です。そして、人の結婚における仲人以上に重要なのが、M&Aにおける仲人であると言えます。後で痛い目をみないよう、仲人の見極めはくれぐれも慎重に行ないたいものです。

水城由貴公認会計士事務所

松本市島立堀米863-1 電話 (0263) 31-6665

【ふるさとの食】シリーズ ⑫

松本市奈川地区は標高1000mを超える土地柄、お米の生産には中々不向きな土地なのでそばの栽培が盛んになりました。高所ならではの寒暖の差がおそばを美味しくします。

奈川地区に古くから伝わる郷土料理のとうじそばは冷たいおそばを季節の食材を用いたおつゆに入れ、火にかけて温めます。食べ方がユニークで、小割にしたそばを竹で編んだとうじカゴに入れ、ほど良く温めた鉄鍋のつゆに浸し、軽くゆがき、お好みの浸し方でつゆと具と共にお椀に移していただきります。つゆにはお肉、野菜のうま味があふれ出し、温められたおそばの香りが食欲をそそり、体も心もとても温かくなります。

おそばが主穀物だった奈川では、冠婚葬祭やみんなが集まる席のごちそうとしてとうじそばが振

奈川地区発祥の『とうじそば』 ～家庭の温かさ溢れる『とうじそば』～

舞われ、山菜やきのこの他に山鳥の汁等も用いられていたそうです。とうじそばのお楽しみは、お蕎麦を食べ終えた後も続きます。お鍋に残ったおつゆの中にご飯を入れて雑炊にします。お好みで

卵を加えたりすればもう最高！山菜や旬の物の風味が効いた甘めのお汁を浸み込ませたご飯はもう癖になってしまいそうです。

発祥の地である奈川地区では、現在4つの店舗で美味しいおそばを楽しむことが出来るそうです。どのお店も地元奈川産のそば粉をはじめとする旬の食材を使った自慢の一品を召し上がることが出来ます。このコロナ禍で、なかなか外食にも出られない昨今ですが、今一度安全な世の中になりましたら、是非奈川地区に足を運ばれ、本場のとうじそばを味わっていただければと思います。

（深澤和紀編集委員）





皆さん
こんにちわ♪

有限会社 小野石材店

東筑摩郡山形村

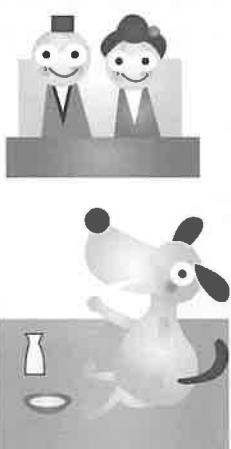
代表取締役 小野 貴義 氏

『国宝松本城の石垣修復に携われるよう』

山形村にございます(有)小野石材店は地域に根差した石材店として墓石や建築石材の加工・施工を手掛けています。確かな技術で実直な仕事を心掛ける小野社長さんが、こうした仕事と共に取り組んでいるのがお城の石垣等、石材が係る文化財の修復事業です。

社業に励まれる中で「地域の宝、松本城の石垣修復に携わりたい」という気持ちを抱いた際に、その為の第一歩が分からず悩みましたが日本の石垣文化継承に向けた活動をしている文化財石垣保存技術協議会の存在を知りその門を叩いたそうです。そこでまず、城跡等の文化財修復には、文化財修復の経験や実績がある事業者しか携わることができないことを知りました。こちらで懸命に学び技術と人脈、信頼を得たことで、実際に修復作業を担われている事業者から東日本大震災の被害を受けた福島県内の城跡修復事業への手伝いの打診が有り参加。約2年間にわたる長期事業でしたが、同じ志を持つ地元信州の若手同業者と連携体制を築き、自社仕事との折り合いをつけて参加し、貴重な経験を積むことができたそうです。こうした繋がりはその後も続き、日本各地のお城の石垣等の史跡の修復に携わることになりました。

松本城をはじめとする地域の石に係る文化財修復を地元の石材店が担当できるように一歩一歩歩み続ける小野社長さんでした。
(藤沢洋子編集委員)



頑張ってます!!

『お客様とのふれあいを大切に』

松本信用金庫波田支店
松本市波田

齋藤 伶香 さん

創業以来、地域の企業と人々の暮らしを支える身近な金融機関として親しまれている松本信用金庫さんは来年2022年に創業100周年を迎えます。環境保護活動やセミナーなどの経済活性化事業といった地域社会貢献事業にも長年にわたり積極的に取り組まれるとともに、松本市が将来の都市像として掲げる『健康新寿命延伸都市・松本』プロジェクト・企業連携事業の協定締結第1号企業でもあります。

その松本信用金庫波田支店で窓口業務を担当しています齋藤さんは間もなく入庫1年を迎える新人さんです。就職説明会での先輩方の優しさに惹かれたそうで、日々、先輩方の指導を受けながら一人前の職員となるべく勉強を続けています。今日では、金融機関もスマホやパソコンで事が済み、来店しなくともやり取りができることも増えていますが、お客様一人一人とのふれあいを大切にする姿勢は変わりません。安全のため、まだまだ制限はございますが、1日も早くお客様とマスクを外し、笑顔で触れ合う事が出来るようになって欲しいと齋藤さんは話して下さいました。

支店長さんからもとても『親近感』があると太鼓判。これから沢山の経験を重ね、訪れるお客様に素敵なお笑顔を届けてほしいと思います。

(深澤和紀編集委員)

地域社会の繁栄のために。

PROSPERITY FOR LOCAL COMMUNITIES WORLDWIDE



鍋林株式会社
www.nabelin.co.jp

環境 ISO14001
品質 ISO 9001
認証取得

《松本税務署からのお知らせ》

～ 申告・納付期限の延長について（令和2年分）～

今般、確定申告会場の混雑回避の徹底を図る観点から、「所得税及び復興特別所得税」、個人事業者の「消費税及び地方消費税」、「贈与税」の申告期限・納付期限が
令和3年4月15日（木）まで延長されました。

これに伴い、「所得税及び復興特別所得税」と「消費税及び地方消費税」の振替納税を利用されている方の**振替日が変更されました。**



申告・納付の期限

所得税 消費税 贈与税
及び復興特別所得税 及び地方消費税

いずれも4月15日(木)

口座振替日【振替納税利用の場合】

所得税：5月31日(月)
及び復興特別所得税

消費税：5月24日(月)
及び地方消費税

振替日の2～3日前には、**預貯金口座の残高**をお確かめください。

2021シーズン

松本山雅FC主催試合観戦チケット(引換券)を抽選でプレゼント!!

Jリーグ松本山雅FC主催試合観戦チケット(引換券)を抽選でプレゼントいたします。注意事項をご確認いただき、下記方法にてご応募くださいますようお願い申し上げます。

【注意事項】

- チケット(引換券)は会場:アルワイン/ホーム自由席です。
- 各試合チケット(引換券)は2枚ございます。1名の方にペアでプレゼント。
- 新型コロナウイルス感染拡大状況により、開催を含めスケジュール等が変更となる場合も予想されますが、ご了承願います。
- 今シーズンから、全ての席種について試合当日場外南側エリアの特設チケット引換所にて引換券と、当日用チケットと交換していただきます。
- 今回は3月14日 [vsモンテディオ山形] ~5月30日 [vsファジアーノ岡山] のチケットです。以降、運営会社よりチケット受け取り次第、ご案内いたします。

【応募方法】

- お名前
- 企業名
- ご連絡先(住所・電話番号)
- ご希望される試合

※お一人様1試合とさせていただきます。下の『対戦スケジュール』をご確認いただき、「試合日時」と「対戦チーム」をご記入下さい

上記4項目をご記入の上、法人会事務局にFAX(36-0839)で、3月10日(水)までにご返信いただきますようお願い申し上げます。(当選者の発表はチケットの発送をもって代えさせていただきます。)

『対戦スケジュール』

節	試合日	対戦チーム	キックオフ時間
J2リーグ 3節	3月14日(日)	モンテディオ山形	14:00
J2リーグ 4節	3月21日(日)	ジェフユナイテッド千葉	14:00
J2リーグ 6節	4月4日(日)	ブラウブリッツ秋田	14:00
J2リーグ 8節	4月17日(土)	ヴァンフォーレ甲府	14:00
J2リーグ 10節	4月25日(日)	ザスパクサツ群馬	14:00
J2リーグ 12節	5月5日(水・祝)	S C相模原	15:00
J2リーグ 14節	5月15日(土)	ツエーゲン金沢	14:00
J2リーグ 16節	5月30日(日)	ファジアーノ岡山	12:00

【お問い合わせ】 法人会事務局 (電話: 0263-35-8080)

国税電子申告・納税システム

e-Tax

「e-Tax」なら国税に関する申告や納税、申請・届出などの手続がインターネットで行えます。

納税にはダイレクト納付が便利です!

e-Taxを利用して電子申告等をした後に、届出をした預貯金口座から、簡単な操作で即時又は期日を指定して納付することができます。

※事前にダイレクト納付利用届出書の提出が必要です。※届出書の提出から利用可能となるまで、1か月程度かかります。

所得税など個人の確定申告書を作成される方へ

国税庁HP「確定申告書等作成コーナー」を利用すれば、パソコンやスマートフォンで申告書を作成することができます。

作成した申告書は、マイナンバーカードとICカードリーダライタを準備すれば、自宅等のパソコンからe-Taxで提出できます。

また、マイナンバーカードやICカードリーダライタをお持ちでない方も、運転免許証などの本人確認書類をお持ちの上、お近くの税務署で事前に手続きを行うことで、e-Taxをご利用いただけます。

電子申告で効率UP!

e-Taxを利用して所得税及び復興特別所得税の申告をするとこんなメリットが!

添付書類の提出省略 (注)
還付がスピーディー

(注)法定申告期限から5年間、税務署から書類の提出又は提示を求められことがあります。



法人会は会社経営の効率化のために
e-Taxの普及を支援しています。

さらに詳しくは
WEBへ

イータックス
www.e-tax.nta.go.jp

検索

第107回 税制勉強会開催報告

2月24日(木)、通算107回目となります税制勉強会を、感染症対策を施した上で開催しました。講師には昨年7月に着任された松本税務署の小澤副署長さんをお迎えし、「国税庁レポ」というテーマでお話をいただきました。出身地であり、これまでの主な勤務地であった名古屋国税局管内地域と松本地域の様々な比較や、適正・公平な課税・徴収を推進するための、国税当



講師の小澤副署長

松本法人会会員証明書・出席票貼付台紙を当月号付録で お届けいたしました

当会では昨年度まで、決算期末を迎える会員企業の皆様に「松本法人会会員証明書・出席票貼付台紙」(以下:「証明書・台紙」と表記)を、決算説明会のご案内に同封して郵送でお届けをしておりましたが、本年度からは広報誌「まつもとほうじん」の9月号と3月号に同封し、年2回、全会員の皆様にお届けさせていただいております。なお、ご使用方法に変更はございませんので、これまで同様にご使用いただきますようお願いいたします。

【従来】

決算期末を迎える会員企業の方に、決算説明会ご案内封筒に入れて送付

【新方式】

広報誌「まつもとほうじん」9月号・3月号に同封して、全ての皆様に年2回お届け

局による近年の調査状況などを分かりやすく解説してくださいました。

広報誌「まつもとほうじん」発行に係る業務の公募に関する説明会

この度、当会では広報誌「まつもとほうじん」発行に係る業務(デザイン制作・編集及び印刷・製本・郵送等)の委託事業者を公募することになり、公募概要、委託業務の詳細等に関する「説明会」を開催することとなりました(説明会開催日:3月19日(金))。詳細は本誌付録にてご案内しておりますので、参加を希望されます方はご確認いただきますようお願い申し上げます。

【参考: 証明書・台紙の使い方】

当会が実施する研修会や会議等にご出席いただいた(もしくは資料をお届けした)会員の方に「出席証シール」をお配りしています。この「出席票シール」を「証明書・台紙」に貼り、確定申告書類提出時に併せて松本税務署にご提出いただくことで「当会会員企業であること、諸行事への参加」を署にも確認していただいております(「出席票シール」が無い場合でも税務署にご提出願います)。詳しくは今号付録の「証明書・台紙」にてお確かめください。



エネルギーと環境の
ハーモニーを目指します。

 サンリン 株式会社

東筑摩郡山形村下本郷4082-3 TEL.0263-97-3030㈹
<http://www.sanrinnk.co.jp/>

青年部・女性部

部員募集中!!

お問合せは事務局(☎35-8080)まで!

法人会会員企業にお勤めの方は、おひとり様からでも集団扱の割安な保険料でご加入いただけます。

がん治療を 幅広くまとめて保障する **がん保険**

\NEW/

アフラックの
生きるためのがん保険
ALL-in



「生きるためのがん保険Days1 ALL-in」は、がんに関する治療費に加え、治療関連費も幅広くまとめて保障する保険です
(所定の支払事由に該当する必要があります。詳細は「契約概要」などをご確認ください)。

◎商品の詳細は「パンフレット」「契約概要」などをご確認ください。

「生きる」を創る。

Aflac アフラック

長野支社 〒380-0823 長野県長野市南千歳1-12-7 新正和ビル4階
法人会フリーダイヤル ☎ 0120-876-505

※今後の対応は担当の募集代理店が行ないます。

引受保険会社

資料請求は
お気軽にどうぞ!

アフラック 法人会

検索



No.1 アフラック
がん保険・医療保険
保有契約件数
令和元年版 インシュアラント生命保険統計号

法人会がん保険制度
全国法人会総連合

P20066 AFツール-2020-0195-2102020 6月29日

3月の予定

2日税制委グループ会議 4日租税教室（源池小学校）、青年部幹事会 5日租税教室（島立小学校）、女性部幹事会、全法連事務局セミナー 10日租税教室（筑摩小学校）

12日正副会長会、第16回理事会 17日新設法人説明会
18日県連厚生委員会・事務局合同会議、県連事務局長会議等 19日広報誌「まつもとほうじん」発行に係る業務の公募に関する説明会 24日決算説明会

決算説明会（法人税・消費税の説明会/2月決算法人対象）
3月24日(水)午後2時より 松本市駅前会館「大会議室」
※会場設営（距離確保）、手指消毒、検温等の実施といった安全対策を行い開催いたします。ご参加いただく方にはマスクの着用にご協力をお願いいたします。なお、感染拡大状況により中止となる場合もございますがご了承願います。

令和2年度

松本市内部会ブロック別研修会 開催中止のお知らせ

松本市内20部会を対象に、毎年3月に5つの会場で開催していました「松本市内ブロック別研修会」につきまして、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、誠に恐れ入りますが開催を中止させていただくこととさせていただきました。会員企業の皆様におかれましてはどうかご理解をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

● ● 税務署からのお知らせ ● ●

令和3年度

国税専門官採用試験要綱

◎■概要 国税局や税務署において、税のスペシャリストとして働く国税専門官（国家公務員）を募集します。

◎■受験資格

- 1 平成3年4月2日～平成12年4月1日生まれの者
- 2 平成12年4月2日以降生まれの者で次に掲げる者
 - (1) 大学（短期大学を除く。以下同じ。）を卒業した者及び令和4年3月までに大学を卒業する見込みの者
 - (2) 人事院が(1)に掲げる者と同等の資格があると認める者

■試験の程度 大学卒業程度

■申込み方法等 ◎【原則】インターネット申込み

○次のアドレスへアクセスし、説明に従って入力
<http://www.jinji-shiken.go.jp/jukan.html>

○受付期間

令和3年3月26日(金)午前9時～4月7日(水)
[受信有効]

【インターネット申込みができない場合】
郵送又は持参

○提出先

希望する第1次試験地に対応する国税局又は沖縄国税事務所

○受付期間

令和3年3月26日(金)～3月29日(月)※通信日
付印有効

○■試験日 第1次試験日 令和3年6月6日(日)

第2次試験日 令和3年7月5日(月)
～7月16日(金)のいずれか第1次試験合格通知書で指定する日時

■試験地 第1次試験地 高崎市、さいたま市、新潟市、松本市ほか

第2次試験地 さいたま市ほか

■合格者発表日 第1次試験合格者

令和3年6月29日(火)午前9時
最終合格者
令和3年8月17日(火)午前9時

■問合せ先

○インターネット申込みに関する問合せ
人事院人材局試験課

TEL:03-3581-5311 内線2332
午前9時から午後5時(土・日曜日及び祝日等の休日は除く。)

○上記以外の問合せ

関東信越国税局人事第二課試験係
TEL:048-600-3111 内線2097
午前8時30分から午後5時(土・日曜日及び祝日等の休日は除く。)

インフォメーションコーナー

法人会では、皆様の情報交換、相互理解を深めることを目的に、毎号先着3社を無料でインフォメーションコーナーに掲載いたします。皆様の掲示板としてお使いください。(サイズ:タテ6.5×ヨコ9㎝)

お申込みは事務局まで TEL(0263)35-8080

インフォメーションコーナー掲載企業募集

ご利用ください!!

- 掲載無料 ●関係企業、県内外関係機関4,300社へ発送
- フルカラー印刷 ●広告初心者の方でも簡単に掲載いただけます



お申込みは……松本法人会事務局 ☎0263-35-8080



JR南松本駅 新駅舎完成 (松本市)



令和3年1月、篠ノ井線南松本駅の新駅舎が完成し、利用が始まりました。旧駅舎は昭和22年に建てられたもので、長い間大勢の利用客に親しまれてきましたが老朽化も進み、この度バリアフリー化を進める形で建て替えられたそうです。今後、駅舎とホームを結ぶ“こ線橋”へのエレベーター設置も計画されているとのことで利用者の利便性が高まることが期待されます。(藤沢洋子編集委員)

したが老朽化も進み、この度バリアフリー化を進める形で建て替えられたそうです。今後、駅舎とホームを結ぶ“こ線橋”へのエレベーター設置も計画されているとのことで利用者の利便性が高まることが期待されます。(藤沢洋子編集委員)

（本号編集委員）
藤澤洋子
深澤和紀



「そこに愛はあるんか」というある会社のコマーシャルの一文を掲げていらっしゃいましたが、コロナ禍で大変な思いをついている中、本当に大切な事、守るべきものに気付くことが出来たように思います。また、このような状況下Zoomによる勉強の機会が増えたこと、今回も素晴らしい研修会に参加できたことに感謝致します。ありがとうございました。(藤

ご利用下さい！！

法人会の会員限定

インターネットセミナー(ネット配信)サービス セミナービデオレンタル(DVD・CD)



松本法人会の会員企業の皆様ならどなたでも無料でご利用いただけます。自己研鑽・社員教育などにご活用ください！！

パソコンでセミナーが受講できる！

インターネットセミナー 毎月更新



お好みのセミナーをPCやスマホ等から選んでいただきクリックするだけ。仕事に役立つ情報やヒントが満載！

セミナーDVDレンタルサービス

会員無料・ネットで予約

ご希望の内容のDVDを無料でレンタル。オフィスにお届け。社内研修などにもご活用いただけます！

ご利用方法はいずれも当会ホームページから、上記バナーをクリックしていただき、簡単な入力または登録をするだけ！

*インターネットセミナーのご利用に必要な「会員ID」「パスワード」は4月号付録「年間行事日程計画表」裏面に記載しています。

松本法人会HP

<http://www.matsumotohojinkai.or.jp>

川柳コーナー

インフルと

同じく花粉も

防ぎたい

甲子園

涙と笑顔

戻る春

補助輪の
卒業を目指す

愛娘

新米

あとがき

先日、オンライン開催された、冬期特別研修に参加致しました。コロナ禍で大きな影響を受けていた、飲食業界の「佑食屋」さん、メディアでも取り上げられていましたし、女性の経営者という点も興味を持って拝聴しました。大変な状況の中で、身を切られるような決断もされていましたが、このような緊急事態において、素早い対応と決断力が重要だと改めて感じました。そこには日頃からの統計に基づいて自社分析がされていることと、中村社長のスタッフさんへの愛情あふれる想い、お客様への想い、ご家族への想いが、より良い仕組み創りの元になっていました。本当に大切な事、守るべきものに気付くことが出来たように思います。

個人情報の取扱について

当会は、会員企業に係る「個人情報」を研修会・諸会議の開催通知、機関紙等の送付並びに福利厚生制度のご案内など、本会の事業活動のために利用し、それ以外の目的で利用することは一切ありません。

また、お届けいただいた個人情報の開示・訂正等のお問い合わせは下記窓口までお願いいたします。

一般社団法人松本法人会 個人情報取扱係

発行所

一般社団法人 松本法人会

〒390-0814

長野県松本市本庄1丁目3番10号

TEL(0263)35-8080

FAX(0263)36-0839

編集人 百瀬衛貴男

(毎月1回1日発行)

印刷所 信州印刷株式会社